

Insights for Your Business

さすてな経営会計事務所

magazine Plus

12

Dec 2025

TAKE FREE

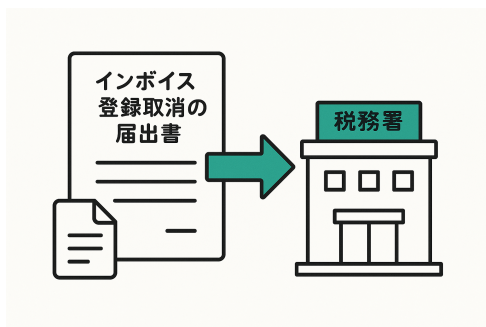


TOPICS

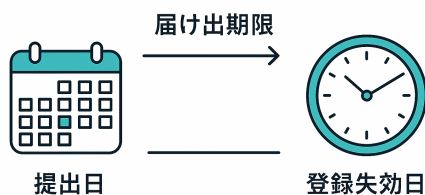
インボイス登録取消 手続きと注意点
全都道府県で1,000円超え 2025年度の
最低賃金

インボイス登録取消 手続きと注意

インボイス制度開始から2年。登録をやめる場合の届出方法や提出期限など、主な注意点を整理します。



インボイス発行事業者をやめるには、**税務署**へ届出書を提出する必要があります。書式名は「**適格請求書発行事業者の登録の取り消しを求める届出**」です。提出をもって登録の取り消しを申請することになります。



届出書は登録を失効させたい課税期間の初日から遡って15日以上前に提出が必要です。例として令和6年1月1日から登録をやめたい場合は、令和5年12月17日までの提出が必要です。期限を過ぎた場合は**失効が1期間後ろ倒し**になります。



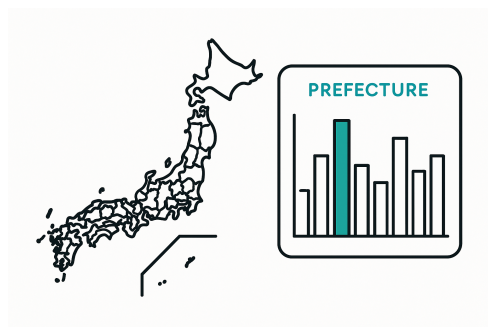
免税事業者がインボイス発行事業者になる場合、**2年間は免税に戻れない「2年縛り」**があります。このため、実務では登録後2年経っても強制的に課税事業者が継続されることがあります。**個人や法人によって提出書類が異なる点**にも注意が必要です。

ここがポイント!

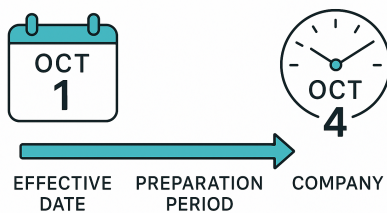
- ・ 取り消しには届出書が必須
- ・ 提出期限に遅れると失効が遅れる
- ・ 2年間の課税義務に注意

全都道府県で1,000円超え 2025年度の最低賃金

地域別最低賃金が過去最大の引き上げ幅となり、全都道府県で初の1,000円超え。発効日にも注目が集まります。



2025年度の**地域別最低賃金**は、全都道府県で**1,000円を超える**水準となりました。最も高いのは北海道の**1,075円**で、全国平均の底上げが進んでいます。引き上げ幅も大きく、多くの県で**40～65円**の上昇が見られます。



今回の特徴は、**発効日**が比較的遅めに設定されている点です。多くの都道府県で**2025年10月1日**、一部では**10月4日**が施行日となっており、企業側の準備期間を考慮した形です。



最低賃金には2種類あり、よく取り上げられるのは「**地域別最低賃金**」です。もう一方の「**特定（産業別）最低賃金**」は、特定産業に適用される基準で、**2025年9月1日時点で224件**が存在します。地域別改定により適用除外が解除されるケースもあります。

ここがポイント!

- 全都道府県で最低賃金が1,000円超に
- 発効日は10月1日または4日が多数
- 地域別と特定最低賃金の違いに留意